

# 基山町入札参加資格審査申請書提出要領 (業務委託等)

令和3年度及び令和4年度において、基山町が発注する役務の提供等に係る入札参加資格及びその資格審査の申請手続等について、基山町契約規則（平成27年規則第12号）第5条及び第6条の規定により、次のとおり定める。

## 1 競争入札等参加資格

競争入札に参加することができる者は、次の各号のすべての要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格の審査に係る申請を行おうとする委託業務の種類について、法令の規定により官公庁等の許可、登録等を必要とする場合は、当該許可、登録等を受けていること。
- (3) 納期限の到来した国税（法人にあっては法人税をいい、個人にあっては所得税をいう。）、都道府県税、市町村税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 委託業務等入札参加資格審査申請書及びその他の添付書類に虚偽の事実を記載し、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

## 2 競争入札等参加資格申請の方法

入札参加資格の審査を受けようとする者（第5号において「申請者」という。）は、次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 委託業務等入札参加資格審査申請書（様式第10号）
- (2) 経営規模等総括表（様式第11号）
- (3) 財務諸表（法人のみ、写し可）

- (4) 使用人一覧表（様式第12号）
- (5) 委任状（様式第5号）（申請者（本店）の代表者が受任者（支店長等）を代理人と定めて本町と取引する場合に限る。）
- (6) 許可証明書又は登録証明書（写し可）
- (7) 事業内容確認資料（任意資料）
- (8) 営業所一覧表（様式第6号）
- (9) 業務実績調書（様式第13号）（直前2か年の各営業年度分）
- (10) 技術者経歴書（様式第14号）
- (11) 印鑑証明書（写し可）
- (12) （法人）登記事項証明書（写し可）  
（個人）身分証明書（写し可）
- (13) ・市町村税の「滞納のない証明書」（写し可）  
・都道府県税の「納税証明書」（写し可）（未納がないことの証明）  
・国税の「納税証明書」（写し可）（「法人税（個人の場合は所得税）」及び「消費税及び地方消費税」）
- (14) 誓約書（様式第18号）

### 3 申請書等の配付方法

申請書指定様式（以下「申請書等」という。）は、基山町ホームページから入手すること。

### 4 申請書等の提出の期間、時間及び提出方法

- (1) 受付期間 **令和3年1月7日（木）から令和3年2月26日（金）まで**  
※ただし、土・日曜日及び休祝日は除く。  
（郵送については、**令和3年2月26日消印分まで**）
- (2) 受付時間 午前8時30分から正午・午後1時から午後5時まで
- (3) 提出方法 次のいずれかの方法で提出すること。
  - ア 持参する場合 下記受付場所へ直接持参すること。
  - イ 郵送する場合 封筒の表に【競争入札参加資格審査申請書在中（委託業務）】と朱書きし、下記受付場所へ郵送すること。また、受付受理票希望の者は、住所・宛名を記入し、切手を貼付した返信用封筒を同封すること。
- (4) 受付場所  
〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦666番地  
基山町役場 財政課 財産管理係  
TEL：0942-92-7917（直通）

FAX : 0942 - 92 - 2084

5 競争入札参加資格審査の基準日

資格審査の基準日は、申請日とする。

6 競争入札参加資格の有効期間

この公告で定めるところにより認定する競争入札参加資格は、令和3年4月1日から令和5年3月31日まで有効とする。

7 申請書等の記載事項の変更

申請後に、申請書等の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更事項を記載した書類等を提出すること。

8 その他の事項

(1) 追加申請の時期、手続等については、別に公告する。

(2) この公告で定めのない事項については、必要に応じて町長が定める。